

【季刊】法律をもっと身近に

ほうてらす Vol. 38

P02-04

設立10周年記念特集

法テラスのあゆみ

P05-07

法テラス10周年記念対談

歌手・タレント
高橋みなみさん

×

宮崎 誠
法テラス理事長

P08-09

困ったときの法テラス
相談事例集Vol.2

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス

P12

こちら法テラス佐賀です！

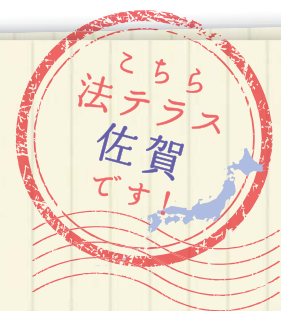
法テラスは業務開始10周年

日本司法支援センター
10th Anniversary **法テラス**

02



佐賀県佐賀市
駅前中央1-4-8
太陽生命佐賀ビル3F
☎0503383-5510
☎平日 9:00～17:00
☎JR長崎本線「佐賀」駅
から徒歩1分。佐賀駅バス
センターから徒歩3分。



このコーナーでは、
地方事務所の活動内容
などをご紹介します！



佐賀では、アジア
最大級の熱気球競
技大会が毎年行わ
れている。

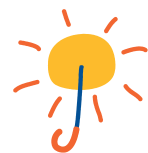
なんもなか

日本一の〇〇を目指して！

「なんもなか」佐賀の人はすぐそ
う言います。全国の皆さんも
「佐賀：なんかあったっけ？…吉野ヶ
里遺跡？有田焼？呼子のイカ？」そ
う思っているのかもしれない。
そんな佐賀にある法テラス佐賀
では、県下にある包括支援センタ
ーや子どもの居場所作りや食生活
を支援している「子ども食堂」など
にお邪魔し、支援が必要な方々をど
うにサポートしていくかを関係
機関の方々と一緒に模索していま
す。

関係機関に向かう車窓からは、広
大な平地にどこまでも広がる田畑
や、有明海が一望できます。ここ佐
賀の海や田畑では、新鮮な海の幸や
農作物がふんだんにとれます。そし
て、見知らぬ子どもも大人も「こん
にちは」と笑顔で挨拶をしてくれる
素晴らしい習慣があります。「なん
もなか」なんてとんでもない！佐賀
にはとんでもない大事なものがある
んです。

法テラス佐賀は「なんもなか」事
務所ですが、日本一気持ち良い挨拶
と笑顔で皆さんをお迎えできるよ
う心がけています。お気軽にお立ち
寄りください。職員一同お待ちしております。



日本司法支援センター

法テラス

困ったら法テラス。まずはお電話を。〔平日：午前9時～午後9時〕
〔土曜日：午前9時～午後5時〕

法テラス
サポート
ダイヤル

おなやみなし
0570-078374

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

なくことないよ
0570-079714

IP電話からは03-6745-5601

震災法テラス
ダイヤル

おなやみレスキュー
0120-078309

www.houterasu.or.jp **法テラス**

発行：日本司法支援センター（法テラス）本部／発行責任者：事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話：050-3383-5333（代表）

平成28年9月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと
進む道を指し示すことで、相談
する方々のもやもやとした心に
光を「照らす」場という意味と、
悩みを抱えている方々につろ
いでいただける「テラス」のよ
うな場でありたいという意味を
込めています。

設立10周年記念特集

法テラスのあゆみ

10th
Anniversary

日本司法支援センター
法テラス

全国どこにいても、法的情報やサービスを受けられる社会を目指して誕生した
法テラスは、今年10月、業務開始10周年を迎えます。
お困りごとを抱えるすべての方のお悩み解決に向けて、
法テラスは、これからも皆さまのお力になれるよう励んでまいります。



平成26年

4代目となる
宮崎誠理事長就任



平成21年

裁判員制度スタート

法テラスでも裁判員制度に関する情報提供を開始。

平成20年



被害者参加制度スタート

被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始。裁判員制度に先立ち、日本の刑事裁判に新しい制度が加わりました。



4月10日 法テラス設立

設立を記念して、毎年4月10日を「法テラスの日」とし、各地で記念イベントを行っています。

平成18年



10月2日 法テラス業務開始

全国の地方事務所と法律事務所、コールセンターが始動。初日は、コールセンターに2,368件の電話が殺到！！

平成28年

法テラスシンポジウム開催

「子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」をテーマに、約240名の参加者とともに、貧困問題について考えました。



東日本大震災発生

仙台コールセンターも地震の被害を受けました。

平成23年



被災地出張所第1号である法テラス南三陸開所(宮城県)

7つの被災地出張所では、避難所や仮設住宅に訪問し、法律相談会などを実施しています。

平成19年

広報誌創刊

記念すべき第1号には、当時NHKアナウンス室長であった山根基世さんと金平輝子初代理事長の対談を掲載しました。



法テラスが動き出すまで

「困ったけど、どこに相談していいかわからない」「専門家に相談したいけど、経済的に苦しい」「弁護士や裁判所は遠い存在である」…。これまでの日本の司法は、多くの方々にとって、使い勝手がよいとはいえませんでした。そこで、「より身近で、頼りがいのある司法」の実現を目指し、平成16年、法テラスの設立を定めた総合法律支援法が成立しました。それから2年後の平成18年4月、日本司法支援センター(法テラス)が設立され、同年10月に全国77か所の事務所とコールセンターで業務を開始しました。

多様化する業務と
広がる支援の輪

情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務という5つの業務(詳しくはP8参照)を柱に始まった法テラス。国選付添人に関する業務や被害者参加人のための国選弁護業務を開始するなど、年を追って徐々に業務の範囲が広がりました。平成21年5月には、法テラスと同じ司法制度改革で生まれた裁判員制度がスタート。法テラスでは、裁判員裁判におけるスタッフ弁護士(詳しくはP9、P10参照)の弁護

技術を組織的に強化するため、専門の研究室を設置しました。

平成23年3月に起きた東日本大震災においては、被災者支援として岩手県、宮城県、福島県に合計7か所の出張所を設置するとともに、平成24年4月に成立した震災特別法による無料法律相談を全国の地方事務所開始。平成28年3月までに相談件数は19万件を超えました。

また、平成25年4月に多言語での情報提供サービスを開始し、平成26年4月にはハーグ条約事件が援助の対象となるなど、社会の国際化に伴う動きもありました。

現在では、福祉機関と法律専門家が協働しながら、自ら司法サービスを求めることが難しい高齢の方や障がいのある方のもとに向くなどして、その方が抱える問題の総合的な解決を図るという「司法ソーシャルワーク」に取り組んでいます。

さらなるニーズに
こたえるために

設立から10年。平成28年5月に総合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、法テラスの業務の範囲が広がりました。これからは「身近で頼りになる司法」の実現を目指し、関係機関と力を合わせ、皆さまのお悩み解決に向かう道を法の光で照らすことができるよう努力を続けます。



さらに広がる司法サービス 総合法律支援法改正

「大規模災害被災者、高齢者・障がい者、DV・ストーカー等被害者への支援の拡充」

平成28年5月、総合法律支援法の一部を改正する法律が成立しました。この法改正で、法テラスの業務範囲はさらに広がり、法的支援を必要とする方々に新たなサービスをお届けできるようになります。まず、一定の大規模災害の被災者

は、資力を問わず無料法律相談を受けることができることになりました（被災者法律相談援助）。次に、認知機能が十分でない高齢者や障がいのある方については、資力を問わず法律相談を受けることができるようになります（注）、民事法律扶

助制度の対象となる範囲も一定の行政不服申立てにまで拡大されます。また昨今、深刻な社会問題になっている、DVやストーカー行為、児童虐待を受けている方は、資力を問わず被害の防止に関して必要な法律相談を受けることができるようになります（注）。

このうち被災者法律相談援助に関する部分は、7月1日に施行され、同日から、熊本地震の被災者に対して、無料法律相談を実施しています。その他の新たなサービスについては、現在、実施に向けた必要な準備を進めているところで、平成30年6月

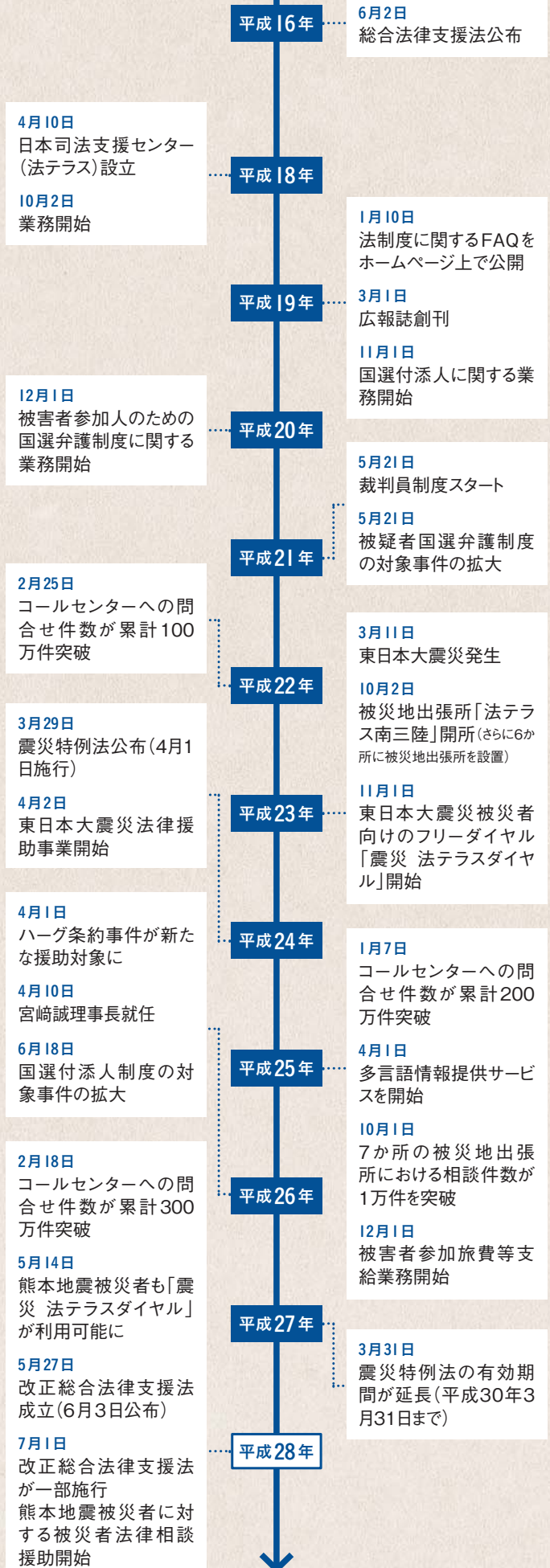


熊本で活躍する移動相談車両「法テラス号」。

までに施行されます。より多くの方が利用しやすい制度となるよう工夫をしてまいります。

（注）資力のある方には一定の費用を負担していただきます。

法テラスの主な出来事



法テラス10周年記念対談

身近な存在を 目指して



宮崎 誠 × 高橋みなみさん

（法テラス理事長） （歌手・タレント）

AKB48の元総監督として、アイドルという存在を身近なものにしてきた高橋みなみさん。国民に身近な司法の実現を目指してきた法テラスの理事長宮崎誠。一見、何の共通点もないように見える二人から、いったいどんな話が飛び出すのでしょうか。

遠い存在であった司法を、もっと身近に

理事長宮崎誠（以下 宮崎） まずは10年間、お疲れ様でした。実は先日、床屋でたまたま高橋さんのラジオを聴かせていただいたんですよ。

高橋みなみ（以下 高橋） えーっ、聴いていたんですか！ ありがとうございます！

宮崎 卒業後も、多方面でご活躍されているんですね。

高橋 縁があってFMラジオのMCをやらせていただいています。ニュースの言葉を拾いながら25歳の女性の目線で専門家にお聞きするというもので、勉強になりとても面白いです。

宮崎 大変興味深く聴かせていただきました。ところで、高橋さんは「法テラス」をご存じでしたか？

高橋 名前は聞いたことがありました。が……。どんなところなんですか？

宮崎 正式名称を「日本司法支援センター」という、国が設立した法人で、法的トラブル解決の総合案内所です。以前は、法的トラブルを抱えていても「相談先が分からない」などといったことから、解決を諦めてしまうことも多かったんです。法テラスは、法律に関する情報を提供したり、無料法律相



て呼ばれたり…。

宮崎 そこからどうやってファンを広げていったんですか？

高橋 私は、やり続けることと、一段一段階段を上っていくことが大切なんじゃないかなって思っています。結成

したてのころ、テレビの有名な音楽番組に出演したことがあったんです。「これでAKB48は明日からスターだ！」って思ったんですが、そんなことはなかったです。実際は、毎日ステージに立ち、少しずつ積み重ねることで理解してもらえたし、お客さんがお客さんと呼んでファンがどんどん増えていったんです。

宮崎 法テラスも、国民の皆さまに、司法サービスを地道にお届けし続けることが大事なのかもしれませんね。ところで、高橋さんは今後の活動をどのように考えていらっしゃるんですか？

高橋 もともと歌手志望で、やっぱり歌で何かを届けたいなって思います。AKB48の被災地訪問でも、歌うことで多くの方が喜んでくださるのを見て、歌の力は凄いと感じました。

宮崎 素晴らしいことですね。私も新幹線の中で「ヒーローテーション」を聴いて、元気をもらっています(笑)。

高橋 えー、嬉しいー！

笑顔を取り戻せるように

宮崎 形は違いますが、法テラスも被災地で活動を行っているんですよ。

高橋 そうなんですか？

宮崎 はい。被災地では、土地の境界が分からなくなったり、家が流されて

談の実施や弁護士等の費用を立て替えたりすることにより、それまで一般の方々にとって遠い存在とされていた司法を、身近なものとして利用していただくための機関なんですよ。

高橋 そうなんですね。「身近な存在を目指す」というところは、AKB48と似ているかもしれません。AKB48は2005年に「会いに行けるアイドル」として誕生し、ファンの方々にアイドルを身近に感じてほしいという思いで、秋葉原の劇場で毎日公演したり、握手会をしたりしていました。法テラスさんが、遠い存在の司法を身近なものにするために頑張っているらしいのと、共通するところがあるような気がします。

宮崎 いわば「会いに行ける司法」でしょうか(笑)。

解決を諦めないで

宮崎 高橋さんは法律問題に直面したことはありますか？

高橋 幸い今のところ、ありません。

宮崎 実は、高橋さんも様々な場面で法律と関わっているんですよ。舞台出演すれば契約もありますし、CDを出せば著作権や印税の問題もあります。

高橋 言われてみると、そうですね。

宮崎 結婚や育児など、生活の中でも

法律問題が生じますが、一般の方々にとって、司法はまだ遠い存在です。

高橋 そうですね。普通は誰に相談すればいいのかわからないし、いきなり弁護士さんを訪ねていくのも勇気がいるかもしれませんね。

宮崎 そんな時に利用していただきたいのが法テラスなんです。コールセンターに電話していただければ、法制度や関係窓口についての情報を無料で提供いたします。このお問合せは10年間で300万件を超えました。

高橋 すごい数字！どんな問合せが来るんですか？

宮崎 以前は借金などお金に関わる問題が多かったですね。最近は、家庭内の問題が増えているほか、DVや児童虐待、ストーカーの問題もあります。特に、犯罪被害者に対しては、状況に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなどの支援も行っています。

高橋 それは安心ですね。犯罪被害以外でも、弁護士さんに相談できるんですか。

宮崎 もちろんです。初めて弁護士などに相談しようと思う人が、一番不安に思うことは何か分かりますか。

高橋 お金がないと相談できないんじゃないか…、ですか？

法テラスさんの活動は、身近なアイドルを目指したAKB48と共通するところがあるような気がします。



PROFILE
たかはし みなみ／1991年生まれ、東京都出身。2005年にAKB48の1期生としてデビュー、'12年には300人のメンバーをまとめる初代総監督に就任。今年の4月8日に卒業してソロ活動を開始。現在TOKYO FMで「高橋みなみの『これから、何する?』」ほか、NHK Eテレ「いじめをノックアウト」などに出演。著書に「リーダー論」(講談社)。秋には初のソロアルバムを発売予定。

ていいんですね。

高橋 法テラスさんには、どの程度の内容でお電話していいんですか？

宮崎 法律に関わる問題が分からなくても、ぜひお電話ください。お困りごとがご自分やご家族で解決できるものか、弁護士などに相談した方がいいのかなどについてもご案内します。

高橋 そういう気軽さでいいんですね。それを聞くと敷居が低くなります。

宮崎 皆さんにそう言っていただけに、AKB48さんと比べると、まだ圧倒的に知名度は低くて、それが悩みの種です。ただ、AKB48さんも最初のころはご苦労も多かったとお聞きしましたが…。

高橋 そうですね。初日の公演ではお客さんが7人だったり、「アキバ48」つ

住宅ローンだけが残ったりと、様々な法律問題が起こっているんです。

高橋 確かに…、そうですね。

宮崎 法テラスでは、東日本大震災の被災者のために、資力を問わずに無料法律相談や弁護士等の費用の立替えを行うほか、被害の大きな沿岸部に出張所を設けて、無料法律相談に対応できるようにもしています。

高橋 とてもありがたいことですね。

国民の皆さまに司法サービスを地道にお届けし続けることが大事ですね。



PROFILE
みやざき まこと／1944年生まれ、大阪府出身。'67年に京都大学法学部を卒業し、'69年に弁護士登録。2008年には日本弁護士連合会会長に就任。法務省法制審議会[新時代の刑事司法制度特別部会]委員、内閣官房法曹養成制度改革顧問会議顧問などを経て、'14年より現職。趣味はゴルフと囲碁。

宮崎 さらに、熊本地震の被災者の方にも、資力を問わずに無料法律相談を受けていただけるようになりました。

高橋 法テラスさんも私たちも、今後もし被災者の方々が笑顔を取り戻せるような活動ができればいいですね。

宮崎 本当にそうですね。

高橋 今日、お話を聞きまして、司法がとても身近に感じられました。何か困ったことがあったら、法テラスさんに相談できると思うと、すごく心強いんです。電話してもいいですか？

宮崎 どうぞどうぞ。ぜひ法テラスを相談相手の選択肢の一つに入れておいていただければと思います。今後のますますのご活躍を期待しています。本日はありがとうございました。

高橋 ありがとうございます。

困った
ときの



法

テ

ラ

ス

相談事例集
Vol.2

法テラスは10年、コールセンターも10年。

法テラスが行う情報提供は、10年前、日本では初めての事業として始まりました。当初準備していた法制度情報は1500件程度…。しかし、業務を始めてからは、いただいたお問合せ内容を分析して情報の追加・更新を繰り返し、10年で法制度情報は約5千件に増えました。また、お問合せは累計300万件を超えました。

Case1

裁判員候補者名簿に登録されているのですが、急な転勤で引っ越すことになりました。この場合、どこの裁判所に呼ばれるのでしょうか？



40代・男性

登録されただけでは裁判所に行くことはありませんが、具体的な事件の候補者に選ばれた場合、引越し前の住所を管轄する裁判所に行く必要があります。もし、管轄区域外に引っ越し、裁判所に行くことが困難な場合には、辞退の申立てをすることができます。

Case2

家族にもなかなか言えない悩みごとなんですけど…この電話で話した内容は秘密にしてくれますか？



10代・女性

法テラスの職員には法律で守秘義務が課せられているので、秘密は守られます。また、サポートダイヤルでは、情報管理を徹底しており、情報へのアクセス権限の設定等、情報システムのセキュリティ確保についても最大限の対策をとっています。

Case3

平日も土曜も仕事で忙しくなかなか電話の時間がとれません。メールで問合せできませんか？



20代・男性

法テラスのホームページ上にある「電子メールによる情報提供(24時間受付)」から、専用のWebフォームに、必要事項を入力いただくことで、メールによる情報提供を受けることができます。9月下旬を目途にスマートフォンでの対応が開始できるよう準備を進めています。

Case4

私が担当している生活保護を受給中の方。先日、お宅に伺ったらポストに督促状が。債務整理をした方がいいと思うのですが、弁護士費用が…。



法テラスの民事法律扶助制度の利用をご検討ください。この制度を利用して弁護士等に依頼する場合、法テラスが弁護士費用等を立て替えます。また、生活保護を受給中の場合、事件進行中の返済は猶予となり、事件の結果、経済的利益を得ておらず、資力回復の見込みがない方については、返済が免除される場合もあります。



40代・ケースワーカー

司法過疎対策業務

身近に法律家がない地域に司法過疎地域事務所を設置します。そこに常駐するスタッフ弁護士※が、民事法律扶助事件や国選弁護事件等に取り組んでいます。

※スタッフ弁護士
法テラスに勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所支部などで民事法律扶助、国選弁護等の法的サービスを行っています。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人等候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行います。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には審査の上、弁護士・司法書士費用等を立て替えます。7月からは大規模災害被災者の方も無料法律相談の対象となりました。

犯罪被害者支援業務

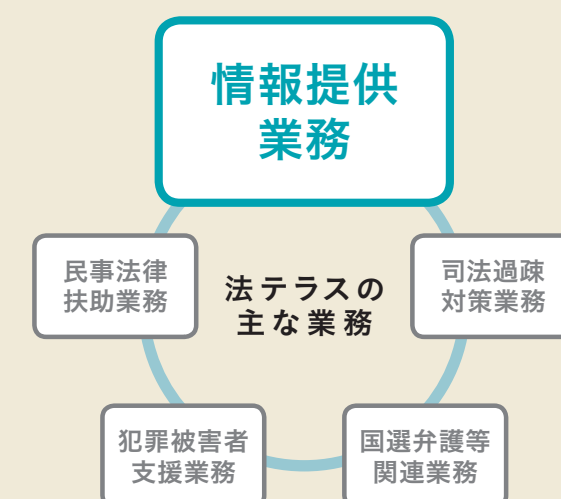
相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務も行っています。

情報提供業務

生活上的法的なトラブルに対し、解決に向けた情報を無料でご案内します。どなたでも、何回でも匿名で利用できます。

《法テラスの主な業務》

知ってください、法テラスのこと。



法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています。

自治体、弁護士、司法書士、警察、支援団体…。相談窓口がバラバラなために必要な情報にたどり着けない、経済的に余裕がなく相談できない、近くに専門家がないなどの理由から、法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するため、平成18年4月10日、国が全額出資し法テラスを設立しました。

Information

弁護士無料電話相談 「高齢者・障がい者110番」

法テラスの業務開始10周年を記念し、高齢者・障がい者の方々が抱えるお悩みに弁護士がお答えする、全国一斉の電話相談会を1日限定で開催します。利用できる方は、高齢者・障がい者ご本人とご家族、福祉機関や団体職員等の支援者の方です。

高齢者・障がい者110番

☎050-3383-5347

受付：9月30日(金)10:00～16:00

Information

ご寄附について

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています。皆さまからいただいた寄附金は法テラスが行う公共性の高い業務の事業資金として有効に活用させていただきます。法テラスにご寄附いただくと、税制上(所得税、相続税、法人税)の優遇措置をお受けいただけます。詳しくはホームページをご覧ください。



編集後記

「法テラス10周年記念号」を最後までお読みくださり、ありがとうございました。本誌は、法テラスのことが一冊で分かる永久保存版です！お手元に置いていただき、困ったときは、頼れる相談窓口があることを思い出していただければ幸いです。皆さまのお悩み解決に向けて、法テラスはこれからも走り続けます！(M.M)

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

T E L : 050-3383-5348

E-mail : kouhou-chousa@houterasu.or.jp

Twitter : @houterasu_4_10

Event

10周年記念イベント開催

札幌

「法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」

ユーモアを交えた「演劇」をご覧いただいたり、法制度に関する「クイズ」に会場の皆さまにも参加いただきながら、身近に潜むトラブルについて、一緒に考えたいと思います。

日時 10月20日(木)18:30～ ※参加無料

会場 札幌市教育文化会館小ホール

応募方法 電話、E-mail、法テラスホームページで受け付けます。

☎050-3383-5555

✉sapporo-event2016@houterasu.or.jp

大阪

「第10回 法テラス寄席」

親しみやすい「落語」の演目をもとに、現代に通じる法律問題を法専門家と演者が一緒に、面白おかしく、かつ分かりやすく解説します！

日時 11月26日(土)14:00～16:00

※参加無料

会場 大阪弁護士会館2階ホール

応募方法 郵便往復はがきでご応募ください(応募者多数の場合は抽選)。詳しい応募方法は、10月初旬に法テラスホームページに掲載いたします。

Information

警察庁主催「犯罪被害者週間」

11月25日から12月1日は、犯罪被害者週間です。期間中は、各地で犯罪被害者支援等に関するイベント、啓発活動が行われます。

法テラスは関係機関・団体等と街頭啓発活動等を行うほか、同週間のメイン行事である「国民のつどい」においても広報活動を行います。

警察庁のホームページでも関連の施策やイベント情報を紹介しています。



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギュっとちゃん」

スタ井が
行く！

スタ井
日記 vol.6

声なき訴え・見えない課題

司法ソーシャルワークに取り組む現場から

おおた・あきひろ／2004年弁護士登録。社会福祉士、精神保健福祉士。特技は最短ルートで訪問先にたどり着くこと。最近うれしかったことは担当している方が無事退院して自宅に戻られたこと。



法テラス東京法律事務所
太田晃弘 弁護士

福祉関係者との連携
弁護士にできることは
おばあさんが亡くなりました。葬儀には誰も来ません。もっと正確に言えば、葬儀といえるようなものすらなく、火葬場でひっそりと荼毘に付されるだけでした。大正生まれ。女手ひとつで会社を経営してきました。そこには、朝の連続ドラマのようなご苦労があったに違いありません。ずっとあとになって生まれた自分には想像がつかない世界だと思っています。私が関わったのは、長い人生のうちの最後の最後。認知症で会社事務所のガスを消し忘れたりするようにになりました。事業をめぐる売掛・買掛はそのまま。最後の従業員は数年前に辞めたようです。税務関係事務も放置されました。大家が心配して、地域包括支援センターに相談したので、関係者がおばあさんのことを知り、そこから私にも声がかかりました。権利・義務などの法的課題は目に見えませんが、当初は何が起こっているのかもよく分かりませんでした。関係者で調整して、私が成年後見人になりました。日々の生活をサポートするべく、福祉サ-

ビスを利用しはじめました。ゴミだらけの会社事務所で家捜しをし、法的課題・税務問題を見つけ出しました。売掛・買掛の整理、税務申告、会社の解散、事務所明渡し、親族との関係修復、様々な法的課題を解決していききました。そのあとにもいろいろありました。が、数年後、おばあさんは病院で亡くなりました。最後まで親族との関係修復はできませんでした。私が日々関わっているのはこんなケースです。認知症になったり、障がいをもったりすると、法的課題はより見えなくなります。虐待、金銭搾取、訴訟、いろんなこと

をされているのに、声すらあげてくれません。それどころか、満足に食べられなかったり、必要な医療を受けていなかったりするのに、福祉関係・医療関係の支援機関にもつながりません。福祉関係の方々と協働し、法的課題を解決しつつ、ご本人らしい人生をどうやってサポートしていくのか。おばあさんの最後はこんなものでよかったのか。もっとやるべきことがあったのではないかと。――弁護士にできることは、ちっぽけなことかもしれませんが、小さな骨髄をみながら、そんなことを考えました。



イラスト＝小池アミイゴ